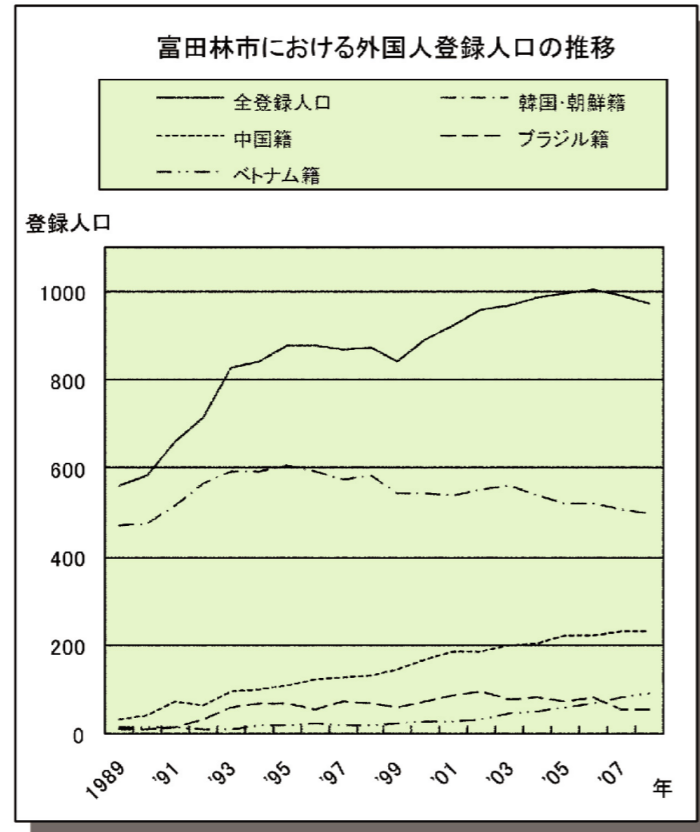


富田林市における外国人市民の現状

富田林市における外国籍市民の登録数は、2008年(平成20年)3月末日現在974人(人口比0.8%)で、1989年(平成元年)からこの19年間で約75%増加しています。その内訳を見ると、この間1989年(平成元年)には84%を占めていた韓国・朝鮮籍市民の割合が51%に低下し、かわって中国籍が5%から23%、ベトナム籍が2%から9%、ブラジル籍が1%から5%、と大きく増加しており、国籍では28カ国の人々が富田林市に住んでいます。

富田林市は決して外国人市民の集住都市ではありませんが、その多寡にかかわらず、一人ひとりの市民がまちづくりの主体として平等に当たり前に地域で暮らしていくためにも多文化共生施策を進める必要があります。



富田林市における多文化共生施策に関連するキーワード

『多文化共生』とは・・・

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。様々な少数文化が多数を占める文化によって管理・同化されるのではなく、対等で相互に歩み寄る双方向性に特徴づけられた社会関係を構築し、国際的・国内的議論を反映した人権の実現を図る方法の1つでもあります。

『世界人権宣言』(目次・宣言日本語訳：社団法人アムネスティ・インターナショナル日本/谷川俊太郎)

第1条 みんな仲間だ(わたしたちはみな、生まれながらにして自由です。ひとりひとりがかけがえのない人間であり、その値打ちも同じです。だからたがいによく考え、助けあわねばなりません。)

第2条 差別はいやだ(わたしたちはみな、意見の違いや、生まれ、男、女、宗教、人種、ことば、皮膚の色の違いによって差別されるべきではありません。また、どんな国に生きていようと、その権利に変わりはありません。)

第13条 どこにでも住める(わたしたちはみな、いまいる国のどこへでも行けるし、どこにでも住めます。別の国にも行けるし、また自分の国にもどることも自由にできます。)

『外国人市民』とは・・・

外国籍を有する人、あるいは日本国籍で外国にルーツをもつ人で、本市に生活拠点を有する人。外国人研修生・実習生・留学生なども含まれる。戦前から日本に居住する旧植民地出身者やその家族、1980年代以降に来日した人すべてを含めて外国人市民とします。

<発行> 富田林市市民人権部市民協働課国際交流係
〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1-1
TEL: 0721-25-1000 (内線473)
FAX: 0721-25-9037 (総務課)
E-mail: kyoudo@city.tondabayashi.osaka.jp

富田林市多文化共生推進指針

(概要版)

平和ですべての市民がお互いに尊重し合える
活気ある多文化共生のまちづくりをめざして

多文化共生推進指針策定の背景

国際化の進展に伴い、1980年代以降日本に在住する外国人市民は著しく増加しており、今後さらなる人口の増加、定住化が予想されます。このような変化の中に、外国人市民が地域の構成員として共に生きていく多文化共生が自治体の大きな課題となっています。本市では、現在(特活)とんだばやし国際交流協会と連携し、地域のニーズに合わせた様々な事業を行っています。今まで実施してきた施策をさらに発展させ、「第4次富田林市総合計画」にある「多文化共生のまちづくり」を実現するために「富田林市多文化共生推進指針」を策定しました。

多文化共生施策の方向性

I. 外国人市民と行政、市民同士の円滑なコミュニケーションをめざします

行政情報の多言語化、通訳・翻訳サポートなどの整備、外国人市民の日本語学習支援などに取り組みます。

II. 外国人市民が安心して住みつけられるよう応援します

外国人市民が教育、労働、福祉・医療・保育、防災、生活全般にわたるさまざまな制度をスムーズに利用できるよう応援します。また、市民参加のまちづくりのために外国人市民の声が市政に届くよう努めます。

III. 国籍・民族・文化の違いを認め合い、市民同士が地域社会の一員としてお互いに対等な関係を築けるようにします

学校園における多文化共生教育を充実し、相談体制の充実、地域コミュニティへの啓発などに努めます。

IV. 世界の動きと歴史を踏まえ、富田林市の発展をめざして多文化共生を推進します

世界のグローバル化と歴史の大きな流れを地域の活性化と富田林市の発展につなげていくという視点で多文化共生を推進し、歴史の中で残された課題の解決にも努力します。

V. 実現するための体制の整備をすすめます

施策を効果的に着実に実現していくため、市庁内体制の整備、実施計画の策定、市民公募委員も含めた外部評価機関の設置、国際交流協会を中心としたNPO、NGO、その他の民間団体との連携・協働など体制整備に努めます。